

行田都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和46年12月27日条例第32号）

最終改正:平成25年12月25日条例第49号

改正内容:平成25年12月25日条例第49号〔平成26年4月1日〕

○行田都市計画下水道事業受益者負担金条例

昭和46年12月27日条例第32号

改正

昭和49年7月1日条例第31号
昭和50年12月24日条例第36号
昭和57年3月29日条例第6号
平成7年12月27日条例第27号
平成13年3月30日条例第12号
平成17年3月31日条例第12号
平成18年12月21日条例第44号
平成22年12月24日条例第30号
平成24年3月27日条例第1号
平成25年12月25日条例第49号

行田都市計画下水道事業受益者負担金条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画下水道事業のうち、公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき受益者負担金（以下「負担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（受益者）

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

（負担区の決定等）

第3条 市長は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

（単位負担金額）

第4条 負担区域内の土地1平方メートル当たりの負担金額（以下「単位負担金額」という。）は、別表に掲げる額とする。

（各受益者の負担金の額）

第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条に規定する公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積に単位負担金額を乗じて得た額とする。

（賦課対象区域の決定等）

第6条 市長は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の賦課対象区域は、前年度末までに事業を施行した区域とする。

（負担金の賦課及び徴収）

第7条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により算出した負担金額を賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

（負担金の徴収猶予）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

（負担金の減免）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第11条 市長は、第7条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.5パーセント(ただし、納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(市長への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和47年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第7条の規定による昭和47年度の賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。
- 3 昭和47年度において負担金を賦課しようとする場合は、第7条中「毎年度の当初に、」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく、」とする。

附 則(昭和49年7月1日条例第31号)

この条例は、昭和49年7月1日から施行し、改正後の行田都市計画下水道事業受益者負担金条例第4条の規定は、昭和47年7月1日から適用する。

附 則(昭和50年12月24日条例第36号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定による改正後の行田市税条例第14条の規定及び第5条の規定による改正後の行田都市計画下水道事業受益者負担金条例第15条第2項の規定は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに発した督促状に係る督促手数料に関しては、第2条の規定による改正前の行田都市計画下水道事業受益者負担金条例第15条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成7年12月27日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の規定に基づき賦課し、又は徴収された負担金は、改正後の行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の規定に基づき賦課し、又は徴収された負担金とみなす。

附 則(平成13年3月30日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第12号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日条例第44号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月24日条例第30号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第49号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額
第1負担区	145円
第2負担区	345円
第3負担区	350円
第4負担区	260円
第5負担区	345円
第6負担区	350円
第7負担区	350円
第8負担区	350円